

## 一般国道191号道路法面崩壊検討会 規約

### (名 称)

第1条 本検討会は一般国道191号道路法面崩壊検討会（以下、「検討会」という）と称する。

### (目 的)

第2条 検討会は、平成30年6月6日に一般国道191号（広島県山県郡安芸太田町津浪地内）で発生した法面崩壊の原因を究明し、当該箇所の対策方法を検討するとともに、再発防止に向けた法面対策のあり方について検討することを目的とする。

### (構 成)

第3条 検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。

### (委 員)

第4条 検討会に次の役員を置く。委員長は、委員の互選による。

委員長	1名
委員	4名

### (検討会)

第5条 検討会の開催は必要に応じ、委員長が招集する。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、広島県土木建築局道路整備課とする。

### (その他)

第7条 検討会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

(附 則) この規約は、平成30年6月16日をもって施行する。